

1. 受検資格と提出書類等

2級電気工事施工管理技術検定の第一次・第二次検定(同日受検)は、下表(■【新規受検申込者】)の受検資格と提出書類等の区分のイ～ニのいずれかに該当した者が受検できます。受検申請書 **A** 票・実務経験証明書 **B** 票、及び添付書類を提出してください。

※【再受検申込者】は、P13をご覧ください。

【ご注意】

この受検願書にて第一次・第二次検定(同日受検)申込を行った場合は、必ず第一次検定から受検しなければなりません【第一次検定を受検せずに第二次検定だけを受検することは不可】。
※第二次検定のみ受検とするには、この受検願書は使用せず、別途販売している「第二次検定のみ」の受検願書にて手続きを行わなければなりません。

■【新規受検申込者】の受検資格と提出書類等

区分	学歴または資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数		新規受検申込者の提出書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 1年以上の 実務経験を有する者	卒業後1年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	卒業証明書(原本)を提出してください。 (卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可) ・詳細はP14を参照してください。 高度専門士・専門士の場合は、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけでかまいません。 高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください。	受検申請書 (A 票) ・記入例 P16～17 を参照してください。 実務経験証明書 (B 票) ・受検資格を満たすために実務経験年数の証明が必要な方は、すべて正しく作成してください。 ・P6～12、記入例 P18～19 を確認してください。 B 票は、受検資格の有無を判断するための最も重要な書類です。適正に作成してください。 住民票(原本)または住民票コードの記入 ・詳細は P14 を確認してください。 証明写真(パスポート用証明写真) ・A 票に貼付してください。 ・P15、記入例 P16～17 を確認してください。 受検手数料(¥13,200)の振替払込受付証明書 ・同封の指定用紙を使用し、受検申請者名で個人別に払い込みし、A 票上部の貼付欄にのりづけしてください。
	短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	卒業後 2年以上の 実務経験を有する者	卒業後3年以上の 実務経験を有する者		
	高等学校・中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者	卒業後4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者		
	その他(最終学歴を問わず)	8年以上の実務経験を有する者		(実務経験が8年以上ある時) 卒業証明書は不要	
ロ	電気事業法による第一種、第二種または第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数です。)		電気主任技術者免状のコピー	
ハ	電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません。		第一種電気工事士免状のコピー 以下の書類は不可 ・第一種電気工事士試験合格証書 ・第一種電気工事士講習修了証 ・高圧電気工事技術者試験合格証書	
ニ	電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者 (旧電気工事士も含む。)	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数です。)		第二種電気工事士免状のコピー	

注意事項

注1 指定学科については、P4～5をご覧ください。

注2 実務経験年数等について

- ・詳細は、P6～12をご覧ください。同記入例は、P18～19をご覧ください。
- ・受検資格上の内容を確認するために当方が指定する書類を、後日、追加提出していただく場合があります。
- ・夜間部(第二部)卒業生または通信制の学校の実務経験年数については、P12をご覧ください。

注3 その他

- ・日本国外での最終学歴や実務経験については、P9～10を参照してください。
- ・卒業証明書、資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。
- ・大学から飛び入学により大学院へ進学した方は、大学卒業と同等です。実務経験年数は、大学院入学日以降に積んだ実務経験で計算してください。卒業証明書に代わる必要書類はP14をご覧ください。
- ・学位授与機構により学士の学位を授与された方は、大学卒業と同等です。実務経験年数は、学位を授与された日以降に積んだ実務経験で計算してください。卒業証明書に代わる必要書類はP14をご覧ください。
- ・専門職大学前期課程修了者は、短期大学卒業と同等です。修了証明書(原本)を添付してください。
- ・高等学校卒業程度認定試験の合格者は、高等学校指定学科以外と同等です。合格証明書(原本)を添付してください。